

議案第15号

新座市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

新座市老人福祉センター条例（昭和63年新座市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(利用時間) 第7条 センターの利用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>新座市老人福祉センター</td><td>午前9時から午後4時まで。<u>ただし、7月1</u></td></tr><tr><td>新座市第二老人福祉センター</td><td><u>日から9月30日まで</u> <u>の期間は、午前9時から午後5時までとする。</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名称	利用時間	新座市老人福祉センター	午前9時から午後4時まで。 <u>ただし、7月1</u>	新座市第二老人福祉センター	<u>日から9月30日まで</u> <u>の期間は、午前9時から午後5時までとする。</u>	[略]		<p>(利用時間) 第7条 センターの利用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>新座市老人福祉センター</td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr><tr><td>新座市第二老人福祉センター</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名称	利用時間	新座市老人福祉センター	午前9時から午後4時まで	新座市第二老人福祉センター		[略]	
名称	利用時間																
新座市老人福祉センター	午前9時から午後4時まで。 <u>ただし、7月1</u>																
新座市第二老人福祉センター	<u>日から9月30日まで</u> <u>の期間は、午前9時から午後5時までとする。</u>																
[略]																	
名称	利用時間																
新座市老人福祉センター	午前9時から午後4時まで																
新座市第二老人福祉センター																	
[略]																	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市老人福祉センター及び新座市第二老人福祉センターの利用時間を改めたので、この案を提出するものである。